

大阪府漁業調整規則第11条第1項に基づく公示内容について

令和4年4月28日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網	3隻	10トン未満	-	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網: 5月1日から9月30日まで	なし
刺網	2隻					すずき流網: 4月1日から12月31日まで	
たこつぼ	2隻					一枚建網漁業:周年	
ひきなわ漁業	3隻					三枚建網漁業:周年	
あなごかご	1隻					かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで	
いかかご	1隻				した建網漁業: 5月1日から10月31日まで		
					第1種漁業権区域内	2月15日から6月30日まで	操業区域の漁業権の同意を得た者

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業、いかかご漁業: 令和4年4月28日から令和4年5月27日まで

上記以外: 令和4年4月28日から令和4年6月27日まで